

化審法の一部改正法律案が閣議決定

環境省



「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の一部を改正する法律案」が、2009年2月24日に閣議決定され、第171回通常国会に提出されました。

今回の改正の背景として、まず国内の化学物質に対する安心・安全への関心の高まりが挙げられます。また、国際的には2020年までに全ての化学物質による人の健康や環境への影響を最小化することが2002年の環境サミットで合意され、欧州では2007年にREACH規制が施行されるなど、化学物質管理に関する状況は大きく変化し、この変化に対応する必要がありました。さらに、ストックホルム条約で本年春に禁止される対象物質に関して、現行法と国際条約との不整合が生じ、新たな処置を講じる必要性がありました。

(改正の概要)

- 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者は、その数量等の届出を新たに義務付けされます。さらに国は、この届出を元に詳細な安全性評価を優先的に行う化学物質「優先評価化学物質」を指定します。必要に応じて、優先評価化学物質を製造・輸入する業者に有害性情報の提出を求め、取り扱う業者には使用用途の報告を求めます。これらの情報収集と安全性評価を進めた結果、必要と認められた場合は「特定化学物質」として製造・使用規制等の対象とします。
- 今後ストックホルム条約の規制対象となる物質について、条約で許容される例外的使用を厳格な管理の下で使用できるようにし、国際的な整合性を確保します。

当社では化学分析専門会社として36年の経験と実績があり、様々な化学分析を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

資料 2009年2月24日付 環境省報道発表資料

2009年2月25日付 EICネット

品質検査箇所 堀井義則